

令和7年度 第5回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年8月6日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員 (16名)

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 6 尾崎之隆 |
| 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 |
| 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 |
| 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

出席農地利用最適化推進委員 (22名)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 4 星川久和 | 5 高橋忠明 |
| 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 9 竹本正行 | 10 喜井仁志 |
| 11 村上紘一 | 12 石川繁 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 |
| 15 三好昇 | 16 合田篤夫 | 17 鈴木一郎 | 18 伊藤浩一 |
| 19 萩尾博 | 20 高橋秀典 | 21 越智寧 | 22 近藤良啓 |

23 河村嘉男 25 鈴木敏也

欠席委員（2名）

5 押条和司朗 13 鈴木博美

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3 山下宏二 8 鎌倉静夫 24 竹内正篤

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次長 三宅栄一 次長 石川みちる
主査 大西洸喜

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年8月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

13番 鈴木 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

3番 山下 委員

8番 鎌倉 委員

24番 竹内 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

8番 篠永 委員、9番 星川 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい
て、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年6月20日解約。

以上、1件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい
て、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい
て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満
たしております。

番号1の案件については、使用貸借による権利の設定です。受人は、本申請
で新たに農地の権利を設定される新規就農者であるため、7月8日に地元農
業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定
しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なた
め申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、慣行小作権が設定されており、慣行小作権を買い
取るため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。許可後は、現在栽培

されている櫛の肥培管理を引き続き行う予定です。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月23日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月17日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜や柑橘の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は水稻や里芋の栽培を予定しています。

番号8の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利設定を受ける新規就農者であるため、7月8日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は、貸主、借受人双方の実家に隣接しており、実家近くの農地を耕作している借受人が、遠方に住んでいる貸主からの依頼を受け、無償で借り受けるもので、野菜等を栽培する予定です。現在、耕作のために実家で過ごすことが多いため通作に問題はなく、これまで20年以上の農作業経験があるため、営農についても問題ないと思います。農機具については管理

機を所有しており、そのほか、近隣の方にトラクターでの作業をお願いしているとのこと。地域の草刈り等にも参加しており、地元出身ということで住民との人間関係も良好で、今後も農業に従事していくことを確認しました。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月23日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は、申請者が建築を予定している自己住宅に隣接する農地で、自家消費野菜の栽培を予定しています。将来的には産直への出荷も予定しているとのことでした。これまで父親が所有する農地で農作業に携わっており、自身でもプランターで野菜を栽培していることから農作業の経験は問題ないと思います。また、農機具については家庭用の耕運機の購入を予定しています。

今後、地域と協力し、農家の方からのアドバイスを受けながら、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議 長 6番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月17日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は、申請者が建築を予定している自己住宅に隣接する農地で、自家消費野菜やブルーベリー、柑橘を栽培する予定です。家庭菜園を35年間続けている経験があるため、農作業については問題ないと思います。農機具については、管理機・噴霧器、そのほか、各種農具を所有しているとのことです。地域住民との人間関係も良好で、今後も農業に従事していくことを確認しました。なお、申請地の間に法定外公共物水路がありますが、農地として一体利用するための払い下げを受けることについて、地元土地改良区への説明や、用途廃止についての関係機関との協議も終わっております。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 8 番

三 宅 担当地区の委員が現地確認を行い、問題ない旨の報告を受けております。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

意見」について、説明いたします。

申請件数は2件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は、個人で税理士事務所を営んでおりますが、申請地の隣に借りている駐車場が、他の事業所と共同で利用しているため不足してきたことから、新たに駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、申請人の居住地が、国の公共事業にかかる用地となったため立ち退きを余儀なくされ、早急に居住先の確保が必要となったことから、申請地に一般個人住宅を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きますして2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号2については、星川委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、星川委員の退席を求めま

す。

(星川 久和 推進委員退席)

議 長 議案第2号中、番号2、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号2は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 星川委員の入室を許可いたします。

(星川 久和 推進委員 入室・着席)

議 長 星川委員に報告します。星川委員関連案件の番号2については、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達することに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第2号中、番号2以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は 10 件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号 1 の案件について、受人は電気工事業を営んでいる法人ですが、事務所にある駐車場だけでは手狭になってきたため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 2 の案件について、受人は妻と子ども 2 人と借家に居住していますが、子どもの成長に伴い家具類も増え手狭になってきたことや、今後、親の介護が必要になることを見据え、実家近くの申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第 1 種農地であります

が、例外許可事由の集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 3 の案件について、受人の居住地が売却にかかる用地となり、早急に居住先の確保が必要となったことから、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 4 の案件について、受人は家族と社宅に居住していますが、老後生活を見据えて、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第 3 種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 5 の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人ですが、現在、同地域での住宅建築の要望が多いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第 3 種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

の分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は申請地の近隣で建設業を営んでいる法人ですが、現在、分断されている駐車場を一体的に利用するため、申請地を借り受けての駐車場及び進入路建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号8の案件について、受人は子どもと母親と借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、母親所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。番号9の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、同地域での住宅建築の希望があることから、申請地を譲り受けての特定建築条件付土地造成で、申請地周辺は宅地化が進み市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅建築の要望が多いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きますして2番
委員 異議ありません。
議長 3番
委員 異議ありません。
議長 4番
委員 異議ありません。
議長 5番
委員 異議ありません。
議長 6番
委員 異議ありません。
議長 7番
三宅 担当地区の委員が現地確認を行い、問題ない旨の報告を受けております。
議長 8番
委員 異議ありません。
議長 9番
委員 異議ありません。
議長 10番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、6月23日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、6月23日に、申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。対象の農地では、いずれも農業経営を行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- 議長 よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。
- 議長 日程第7、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三宅 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。
- 農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定6件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。
- 番号1の案件については、9年9ヶ月間の使用貸借です。
- 番号2の案件については、10年間の使用貸借です。
- 番号3の案件については、10年間の賃貸借です。
- 番号4の案件については、7年間の使用貸借です。
- 番号5の案件については、10年間の使用貸借です。
- 番号6の案件については、5年間の使用貸借です。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 これより、質疑に入ります。
- 議長 番号1から番号6について、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地間にあり、所有地の有効利用のため、「道」・「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、「代替道」「代替水路」を寄付する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件について、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号5に関連し、当該「水路」は申請者の開発予定地にあり、有効利用のため、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 7月4日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間

にあり、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するもので、代替の「道」と「水路」を寄付する予定です。地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 続きますして2番

委員 6月24日現地を確認しました。当該「水路」は申請者の開発所有地の間にあり、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。地元水利組合の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりま

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 10)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

委 員 篠永賢二

委 員 星川俊夫
